

平成28年9月7日

千代田区立和泉小学校  
保護者の皆様

千代田区立和泉小学校  
校長 中村 裕子

千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校の対応について（通知）

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

別紙のとおり、平成28年1月26日付 千代田区教育委員会教育長より、標記の件について通知がありました。また、これを受け、同じく平成28年1月26日付 学校長より通知を出したところです。この対応は、平成28年4月1日より施行されています。

現在、報道にありますように、台風13号が関東に接近しております。前日以前に、休校等の指示がない場合でも、当日午前6時の時点で特別警報・警報が千代田区に発令された場合は、区立全学校・園は、1日休校・休園となります。また、登校となる場合でも、交通事情、家庭の状況等で登校に支障があると家庭で判断されたときは、安全が確認できるまで児童を自宅にて待機させてください。気象や地域の状況を理由として登校できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにはなりません。

別紙を十分ご確認の上、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【連絡先】

千代田区立和泉小学校  
副校長 太巻 美青  
電話：3866-3939  
ファクシミリ：5687-8396

27千子指導発第979号  
平成28年1月26日

千代田区立学校（園）長 殿

千代田区教育委員会  
教育長 島崎 友四郎  
(公印省略)

### 千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校の対応について（通知）

平素より幼児・児童・生徒の安全を第一に学校（園）運営に当たっていただき、ありがとうございます。本区におきましては、昨今の急激な天候の変化に対応し、区として統一した臨時休校の基準を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、本年3月末までは各方面への周知期間とし、本通知は平成28年4月1日を以て施行するものとします。

#### 記

#### 1 千代田区の対応・考え方

台風や大雪などにより、登下校の安全確保に支障をきたしたり、交通網の混乱が予測されたりする場合には、幼児・児童・生徒の安全を最優先した上で区として統一して休校の判断をします。

#### 2 休校の判断と周知

- (1) 千代田区教育委員会は、前日以前に、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたし交通機関の混乱等が予想される場合は、区立全学校・園に休校等の指示をします。
- (2) 前日以前に、休校等の指示がない場合でも、当日午前6時の時点で下記の特別警報・警報が千代田区に発令された場合は、区立全学校・園は、1日休校・休園とします。  
ア「特別警報（大雨、強風、大雪、暴風雪等）」が発令された場合  
イ「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合

#### 3 その他

- (1) 本通知において、園とは幼稚園・こども園（短時間）を示します。
- (2) 学校を休校とする場合は、朝の登校時刻と同じ時刻に学童クラブを開設します。
- (3) 登校となる場合でも、区域外通学者は地域によって気象状況が異なり、交通事情、家庭の状況等で登校・登園に支障があると家庭で判断された時は、安全が確認できるまで自宅にて待機させるようご周知ください。気象や地域の状況を理由として登校・登園できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにはなりません。（登校・登園できなかった場合は、「出席を必要としない日」の扱いになります。）
- (4) 登校（園）後の気象状況の悪化に伴い、区の判断基準とする警報等の発令又は発令が予想される場合は、今まで通り各校園において下校・降園を判断するものとします。
- (5) 千代田区のホームページの「子育て・教育」に、休校となる区の判断基準及び気象庁の警報等の発令状況の確認をリンク先として掲載しておきます。別紙参考資料を参照ください。

【担当】指導主事 畝尾 宏明  
電 話 (5211)4286

## 千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課の気象状況における防水対策について

○気象庁が水防活動用に行う気象等の警報等【気象業務法第 14 条の 2（予報および警報）】

### 種類と発表基準

種類		発表基準	
警報	大雨	浸水害	雨量基準 3時間雨量 100mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準 174
	洪水		雨量基準 3時間雨量 100mm
			流域雨量指数基準 —
			複合基準 —
		指定河川洪水予報による基準	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	—
高潮	潮位	4.0m	

○ 現在、気象庁が発表する警報には、前表のように、「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「波浪警報」「高潮警報」「津波警報」がある。このうち、「高潮」、「波浪」、「津波」については、区内で大きな被害が出ることは想定されていない。「暴風警報」「暴風雪警報」については、雨や雪を伴い、屋根瓦が飛ばされる。樹木が倒れる。煙突が倒れる。などの風速 25m/s 以上の風が吹く状態で、どの自治体でも学校・園を臨時休校とする場合が多い。本区では、さらに、河川等の地理的状況から、「大雨」や「洪水」についても、区内の学校・園では荒川や日本橋川・神田川の氾濫により浸水が想定される箇所もあります。「大雨警報」や「洪水警報」の発表によって確実に浸水するとは一概に言えませんが、これらの警報がその要因になる可能性があるため「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」の4つの発令をもって、区立全学校・園は、1日休校・休園の判断基準とする。

### ◎参考

- ・大雨や暴風などの警報が発令された場合の国や都が示す臨時休校等についての法令根拠はない。
- ・多くは学校の判断に任されているが、学校により判断が異なったりすることへの混乱や負担を考慮して、教育委員会があらかじめ基準やマニュアルを作っているところもある。
- ◆「特別警報」（気象庁）は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聞いて決める。

①「子育て・教育」のトップページから千代田区教育委員会をクリック

千代田区 Chiyoda City

03-3264-3910

千代田区教育委員会

子育て・教育

千代田区教育委員会

- 教育と文化のまち千代田区宣言
- 教育委員会の概要
- 教育委員会事務局の組織と仕事
- 教育委員の紹介
- 教育目標
- 教育委員会開
- 会議の記録
- 教育広報

千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校等の対応のリンクができます。(平成28年3月より)

②千代田区立学校園の気象状況による臨時休校等の対応から「気象警報・注意報：千代田区」(外部サイトへのリンク)をクリック

千代田区 Chiyoda City

千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校等の対応

気象警報・注意報：千代田区(外部サイトへのリンク)

このページを「お気に入り」に登録されることをお勧めします。

ココに表示されます。

気象庁 Japan Meteorological Agency

防災情報

気象警報・注意報：千代田区

千代田区 【継続】乾燥注意報

乾燥 注意期間 28日まで

実効湿度 40パーセント 最少湿度 25パーセント

このページをお気に入りに登録